

正誤表 (55 巻 3 号)

頁	段	行	種別	正	誤
87	左	16	本文	大阪府では、原則として建築年昭和 56 年以前としている	大阪府では、建築年に対して制限を設けていない
87	右	4	本文	という 2 つの条件を加えている	という 2 つの条件のみで、前述したように建築年についても制限していない
89	表 1	横浜市の構造等に関する制限		在来構法・伝統構法。所有者居住の一戸建て・一部店舗併用・2世帯住宅。2階建て以下、延べ面積 200 m ² 以内	在来構法・伝統構法
89	表 1	京都市の限度額		住民負担 3,000	3,000
89	表 1	大阪府の建築年に関する制限		原則として S 56 以前	制限なし